

投票区・投票所の見直し計画（案）

令和2年7月

五所川原市選挙管理委員会

目 次

1	はじめに	1
2	投票区・投票所	1
3	目的	2
4	基本方針と基準	2
5	計画	3
6	合意形成	4
7	将来の見直し	5

1 はじめに

選挙は市民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

当市における平成 17 年の市町村合併後の 9 月定時登録者数は 52,204 人でしたが、人口減少などにより、令和元年 9 月定時登録者数は 47,345 人となっています。合併後 14 年で 4,859 人、8.8%の減となっていることから、今後も減少傾向は続くものと思われま

す。また、広域の市町村合併により市域が拡大する一方、選挙事務の担い手となる職員は年々減少しているほか、平成 27 年度からの合併特例措置の終了に伴う普通交付税の段階的な縮小により財源不足などが懸念されます。

このような状況から、合併後 15 年を迎えるにあたり、期日前投票率の増加や人口動態の対応など、当市の厳しい行財政運営に対応した新たな選挙の執行環境を整えるため、今回、投票区・投票所の見直しを計画をすることとしました。

2 投票区・投票所

国や地方自治体の選挙では、選挙手続きの混乱を避け、間違いのない選挙が行われるよう、投票を一定の区域を単位として行っています。この投票を行う区域を「投票区」といいます。

(1) 沿革

投票区・投票所の設置箇所について当市では、平成 17 年の市町村合併の時点で、それまでの市町村時代に定めていた 38 カ所の投票区・投票所を合併協議に基づいてそのまま引き継ぎましたが、投票所の老朽化により 1 カ所減となっていることから、現在では 37 カ所となっています。

(2) 見直しの背景

①登録者の減少

当市の選挙人名簿登録者数は、平成 17 年の市町村合併後、少子化や若い世代の流出などにより図 1 のとおり年々減少傾向が続いています。

②職員数の減少

定員適正化計画に基づき職員が減少しており、投票所の事務従事者の確保も課題となっています。

③財源の不足

財政面では、平成 24 年に人口 5 万人を下回ったことにより、国が負担する選挙委託費が 220 万円の減額、さらに平成 25 年の執行経費基準改定より 160 万円減額になるなど一層の経費節減が求められています。

④期日前投票の利用者の増加

平成 27 年から市役所本庁舎、金木総合支所及び市浦総合支所のほか、E L M の街ショッピングセンターに期日前投票所を開設して以降投票率が向上し、直近では図 2 のとおり全投票者の約半数が期日前投票を利用しています。

図 1

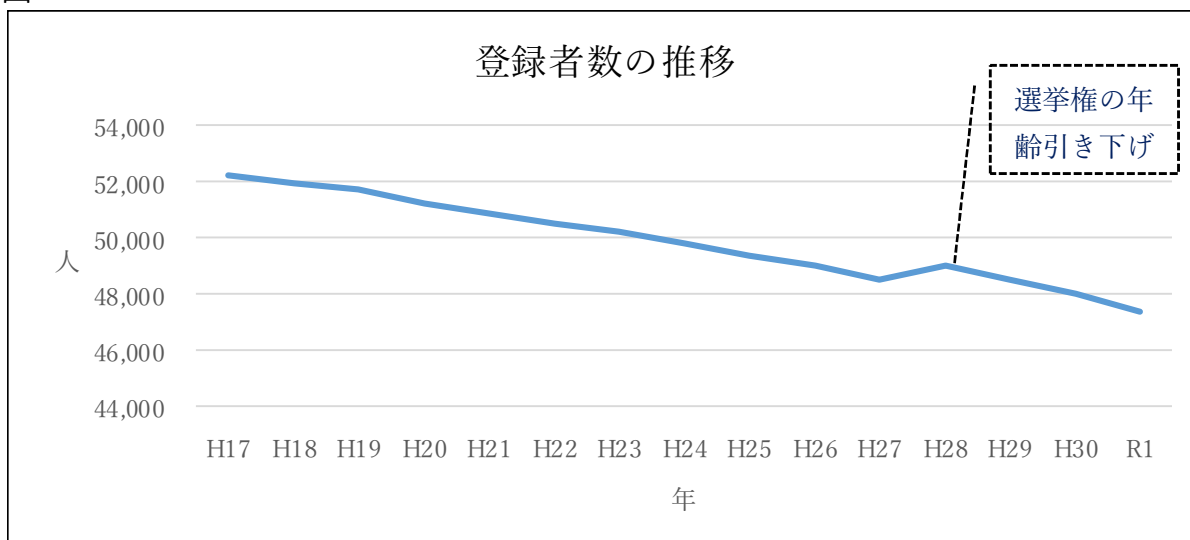
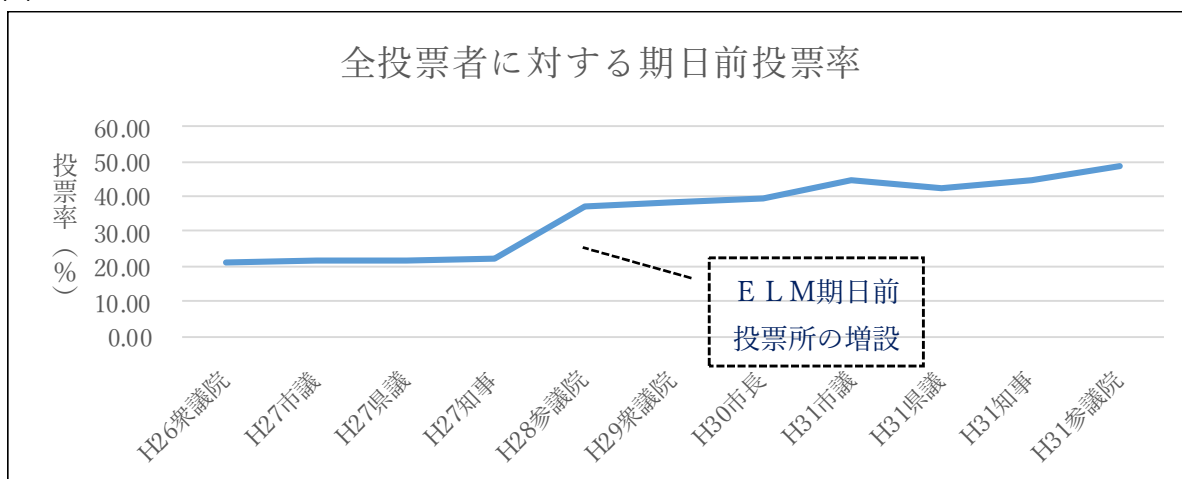


図 2



3 目的

市内の人口動態に対応しながら、公平で効率的な選挙の管理・執行に努めるため、その基本となる投票区・投票所を見直し、新たな選挙の執行体制とする。

4 基本方針と基準

(1) 投票区

- ①合併前の行政区を越える設定をしないこと。
- ②小学校区を考慮すること。
- ③最小でおおむね 500 人、最大でおおむね 3,000 人程度を目安とすること。
- ④地元の住民の理解を得るようにすること。

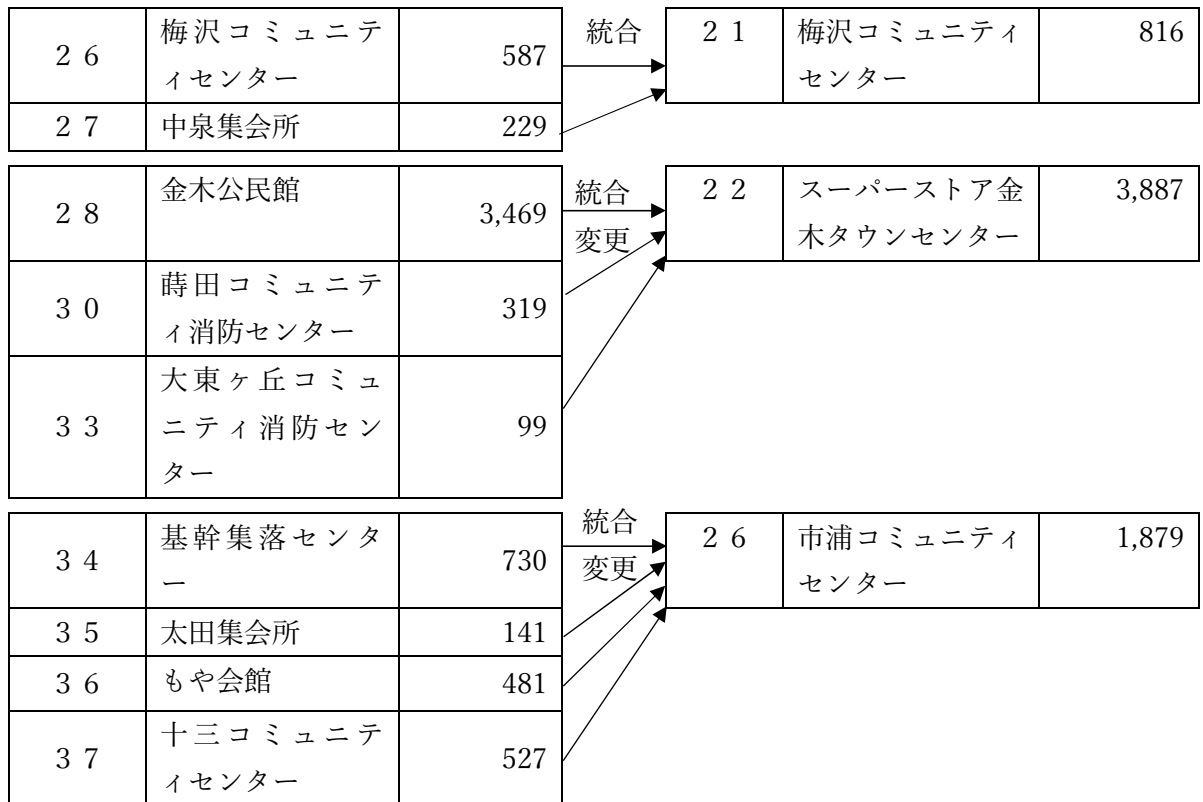
(2) 投票所

- ①選挙人の数に応じた適当な広さを確保していること。
- ②選挙人のための駐車場を確保していること。
- ③バリアフリーに対応していること。
- ④選挙人の投票に支障をきたさない程度の照度及び静穏を確保していること。
- ⑤投票に必要な機器を使用するための電源を確保していること。
- ⑥事務従事者のためのトイレ、休憩場所、給排水設備及び空調設備を確保していること。
- ⑦投票環境がより良好な施設へ変更を検討すること。

5 計画

(1) 見直しの内容

現行 (37カ所)				計画 (26カ所)			
投票区	投票所	登録者数		投票区	投票所	登録者数	
1 1	コミュニティセンター中川	625	統合	1 1	コミュニティセンター中川	1,061	
1 2	桜田集会所	436					
1 6	高瀬コミュニティ消防センター	200	統合	1 5	コミュニティセンター三好	661	
1 7	コミュニティセンター三好	461					
2 1	毘沙門・長富コミュニティセンター	436	統合	1 9	毘沙門・長富コミュニティセンター	794	
2 2	長富コミュニティ消防センター	358					
2 3	原子集会所	699	統合 変更	2 0	持子沢コミュニティ消防センター	1,644	
2 4	高野文化センター	616					
2 5	前田野目集会所	329					



(2) ポスター掲示場の状況

ポスター掲示場の総数は、投票区の登録者数と面積により数が決まっており、現在は270カ所となっていますが、投票区を見直すことにより198カ所まで減少し、設置や管理にかかる経費が削減されます。

事務従事者は投票区を見直すことにより208人から189人となり19人の減少、投票管理者、同職務代理者及び投票立会人は185人から130人となり55人が減少し、人件費が削減されます。

(4) 見直しの実施時期

次回の国政選挙から適用。

6 合意形成

(1) 地元住民への説明

関係投票区の町内会、住民協議会などに見直しの説明を行い、意見を聴取。

(2) 市及び市議会への情報提供

(3) パブリックコメントの実施

(4) 選挙管理委員会において見直し計画最終審議・決定

(5) 市及び市議会への情報提供（決定事項）

- (6) 市広報、ホームページなどによる周知
- (7) 町内会回覧板などによる周知
- (8) 投票所入場券へ投票所の地図を印刷

7 将来

少子高齢化や人口流出などによる人口減少の動向に今後も注視しながら、適正な投票区・投票所の見直しを行う。